

# 保証料上乗せにより経営者保証の提供を不要とする信用保証制度 (制度概要)

- **保証料率の上乗せ**という経営者保証の機能を代替する手法を活用することから、**経営者保証ガイドラインの3要件**（①法人・個人の資産分離、②財務基盤の強化、③経営の透明性確保）**よりも緩和した要件**を設定。
- また、**新制度の活用を促す**ため、新制度における「**上乗せ保証料**」について、**3年の時限措置として軽減**（令和7年3月末までの保証申込分は0.15%、令和7年4月から令和8年3月までの保証申込分は0.10%、令和8年4月から令和9年3月までの保証申込分は0.05%に相当する保証料を国が補助）。

## 対象要件

(一定の経営規律等)

経済産業省令に規定

次の要件のいずれにも該当すること(\*)

- ① 過去2年間（法人の設立日から2年経過していない場合は、その期間）において**貸借対照表、損益計算書等その他財産、損益又は資金繰りの状況を示す書類**（\*1）を当該金融機関の求めに応じて提出していること。
- ② 直近の決算書において**代表者への貸付金等**(\*2,3)がなく、かつ、代表者への**役員報酬、賞与、配当等が社会通念上相当と認められる額を超えていない**こと。
- ③ 直近の決算において**債務超過ではない**（純資産の額がゼロ以上である）こと**又は**直近2期の決算において**減価償却前経常利益が連続して赤字ではない**こと。
- ④ 上記①及び②については**継続的に充足することを誓約する書面を提出している**こと。
- ⑤ **中小企業者が保証人の保証を提供しないことを希望している**こと（\*4）。

(\*)法人の設立後最初の決算が未了の者の場合にあつては①から③までに掲げるものを、法人の設立後最初の2期分の決算が未了の者にあつては③に掲げるものをそれぞれ除く。

## 保証料率

- 通常の保証料率に、上記③の要件を**両方とも満たしている場合は0.25%、どちらか一方のみを満たしている場合は0.45%の上乗せ**を行う（2期分の決算書がない場合は0.45%の上乗せ）。
- 事業者負担軽減のため、時限措置として、**上乗せした保証料の一部について軽減措置**を実施。

(\*1)原則、貸借対照表及び損益計算書とするが、必要に応じて試算表や資金繰り表等も含む。

(\*2)「代表者」には代表権を持つ者のほか、代表者に準ずる者も含む。

(\*3)「貸付金」以外の金銭債権（仮払金・未入金等）も含み、少額のものや事業の実施に必要なものは除く。

(\*4)経営者保証を不要とすることができる既存の保証制度等については、本制度によらず、引き続き従前の取扱いを可能とする。